-誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指して-

明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例

略称:明石市更生支援等条例



2019年3月 明石市発行

法務省 地域再犯防止推進モデル事業

はじめに

障害のある人や認知症などがある高齢者の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、生活に行き詰まるなどして万引きなどの犯罪を繰り返してしまう人もいます。

明石市では、このような生きづらさを抱えた人が、地域で安定した生活ができるよう支援する更生支援の取組を進めています。このような人たちが再び罪を犯すことなく社会に貢献できるようになれば、新たな被害者も生まれず、よりよい社会につながります。

市では、この取組をさらに確かなものとするため、条例を制定しました。今後も、地域の皆様のご理解をいただきながら、市民の誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えています。

画期的な条例づくり ~地方自治を踏まえての議論~

明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例が全国のトップを切って成立したことに敬意を表します。条例は従来から明石市が取り組んできた更生支援施策を基本としており、画期的な内容です。特に、次の2点を高く評価しています。

第一は、条例づくりのプロセスです。私は4回の条例検討会に参加しましたが、そこでは福祉 関係者、弁護士、検事、刑務所長、市民団体の代表など12人の委員が、再犯防止推進法を踏まえ ながらも、明石市が取り組んできた「更生支援」の位置づけについて徹底した議論を展開しまし た。回を重ねる度に議論が深まり、内容が充実していく過程を目の当たりにし、感慨深いものが ありました。

第二は、明石市が地方自治体としての立場と独自性を基本に据えたことです。つまり共生社会 づくりの一環として明石市が取り組んでいる「つなぐ」「ささえる」「ひろげる」を3本の柱とす

る更生支援施策を全面的に取り込んでいる点で、ある意味では、再犯防止推進法を超え、すべての市民のための条例になっています。今後、医師会や福祉関係者、保護観察所や市民団体などが参加する明石市更生支援ネットワークをはじめ、福祉施設、NPO団体、さらに市民の理解と参加を得て、条例がその目的を達成するものと確信しています。

これから、全国の地方自治体で、再犯防止推進法を踏まえて、条例の制定 や計画づくりが進む予定ですが、その際、明石市の条例がモデルになるよう 願ってやみません。



堂本 暁子

条例検討会オブザーバー (前千葉県知事、再犯防止推進計画等検討会構成員) 堂本

もくじ

明石市の再生支援の取組と条例制定について ・・・・・・・・・・・

条例の名称、条例の概要等 ・・・・・・・・・・・・3
- 条例の説明-
- 未例の説明- 第1章 総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第1条(目的)
第2条(定義)
第3条 (基本理念)
第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力・・・・・・9
第4条 (市の責務)
第5条(関係機関等の役割)
第6条 (市民等の役割)
第7条 (関係機関等の間の緊密な連携協力の確保等)
第8条 (財政上の措置)
第3章 基本的施策••••••••••13
第9条 (特性に応じた支援等)
第10条(就労の支援等)
第11条(非行少年等に対する支援等)
第12条(住居の確保等の支援等)
第13条(福祉サービス等の提供による支援等)
第4章 地域社会における共生・・・・・・・・・・21
第14条(地域社会における共生の配慮)
第15条(地域における見守り等)
第16条(地域活動への参加促進)
第17条(親族等に対する情報提供等)
第5章 基盤整備、市民等の理解増進等・・・・・・・・25
第18条(体制の整備等)
第19条(調査研究)
第20条(市民等の理解の増進)
第21条(民間の団体等に対する援助)
条例の検討経過等・・・・・・・・・・・・・・・3 1
条例検討会構成員のコメント・・・・・・・・・・・・33
明石市更生支援ネットワーク会議の開催状況等・・・・・・・39

明石市の更生支援の取組と条例制定について

触法障害者の存在

近年、軽度の知的障害者や高齢認知症者のうち、地域で自立した生活ができず に軽微な犯罪を繰り返している人(このような人たちは「触法障害者等」と呼ば れています。)が少なくなく、社会問題としてクローズアップされています。

このような状況は、触法障害者等が地域での孤立や生活苦等の事情を抱えていることや、福祉サービスのセーフティーネットから漏れていたこと等が原因の一つであると指摘されています。

再犯防止の重要性

一方、近年、再犯者による犯罪が多くを占めていることが判明するなど、社会の安全のためには再犯防止の重要性が指摘されるようになっています。再犯防止のためには、それぞれの犯罪者等が抱える特性(例えば触法障害者等の特性)を考慮した対策が必要であること、また、出所後の居場所(住居)と出番(就労等)の確保が特に重要であることが指摘されています。

明石市の更生支援の取組

こうした状況を踏まえつつ、市では、触法障害者等が、地域で自立した生活ができるよう、そして二度と罪を犯さないよう、地域の関係機関等と連携して行う支援等の取組(更生支援)についての検討を始め、平成28年からはその取組を開始しています。

なお、市では、これまでも、市民の誰もが安全に安心して暮らすことができる 共生のまちづくり(やさしいまち・明石)の推進のため、様々な取組を進めてき ています。更生支援も、この共生のまちづくりを推進するための総合的な取組の 一環であって、特別なことではないと考えています(右図を参照願います。)。

また、くしくも市が更生支援の取組を開始した平成28年には、国の再犯防止推進法(※)が制定され、同法律においても、地方公共団体が、地域の状況に応じた再犯防止に関する施策を行う責任があるものとされました。

※「再犯の防止等の推進に関する法律」を指します。

条例の制定

このような更生支援の取組を、さらに確かなものとするため、このたび、条例を制定しました。市では、地域の皆様の理解と協力をいただいて、みんなで、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えています。

※ 条例の検討経過については、31ページを参照願います。



条例の名称、条例の概要等

条例の名称

条例の名称は「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」ですが、これは、この条例の目的が、

- ① 更生支援による支援対象者の円滑な社会復帰 と、
- ② 再犯防止推進法の趣旨を踏まえた再犯の防止 であること

を素直に反映させたものです。(本条例の目的等については、1ページと5ページを参照願います。)

なお、これまで市が「更生支援」という呼称で取組を進めてきたこともあるため、略称として「明石市更生支援等条例」と呼ぶこととしています。

条例の概要等

条例は、5つの章から構成され、再犯防止推進法の規定の趣旨も踏まえつつ、国 との適切な役割分担にも鑑みた所要の規定を設けています。

第1章「総則」と第2章「市及び関係機関等の責務と役割、連携協力」は、この 条例の全般にわたって適用される一般的包括的な規定です。具体的には、条例の目 的、理念等(第1章)、市や関係機関等の責務と役割等(第2章)が規定されてい ます。このうち、第2章は、基礎自治体の定める条例であることに鑑み、特に第1 章の「総則」とは別の章を設けて地域の役割等を明確にしたものです。

第3章以下では、個々の具体的な支援等が規定されています。

第3章の「基本的施策」では、就労、住居の確保、福祉サービスの提供等の支援について、再犯防止推進法に準じた規定を設けています。

第4章の「地域社会における共生」では、第2章と同様、基礎自治体の定める条例でもあることに鑑み、再犯防止推進法には形式的に特に対応する規定はないものの、地域ならではの支援等について規定しています(見守り、地域活動への参加、親族等への対応など。)。

第5章は、更生支援の施策を実効性のあるものとするための諸規定を設けています。



条例で規定している事項

目的

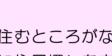
- ①円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進
- ②再犯を防止して安全なまちづくりを推進

基本理念

- ①個々の特性に応じた総合的支援
- ②自立した個人としての尊重、本人意思の尊重
- ③地域による「早期」「総合的」「継続的」支援 など

就労支援

自立した生活ができる よう、就労を支援しま す。



住居の確保

住むところがない人 に住居探しを支援し ます。



基本的施策

非行少年など への支援

非行少年が、早期に立ち直り、改善・ 自立できるよう 学校や地域と連携して支援します。

福祉・保健医療 サービスに つなげます

高齢者や障害がある人などは、適切な福祉・保健医療サービスにつなげます。



地域のチカラ

地域における連携協力

市・関係機関等それぞれの立場に応じた役割と緊密な連携協力

地域における共生

見守り、地域活動への参加、親族への対応など

市民理解の増進

更生支援フェアの開催な どの広報活動

第1章 総則 第1条~第3条

(目的)

この条例は、明石市(以下「市」という。)における更生支援に関する施策の基本となる事項を定め、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進し、また、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「法」という。)が定める地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的と

【再犯防止推進法】(国等の責務)

する。

第4条

- 1 (省略)
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分 担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(定義) **笠 o タ**

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罪に問われた者等 法第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。
- (2) 更生支援 罪に問われた者等が、円滑に社会復帰することができるように するための措置又は活動をいう。
- (3) 関係機関等 国、兵庫県その他の関係機関及び更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。



略語の説明

【法】・・・・・・・再犯の防止等の推進に関する法律

【条例】・・・・・・明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例

【第〇条(第〇項)】・条例第〇条(条例第〇項)

条例の解説・

第1条 目的

- 本条は、条例の目的を規定しています。本条例は、更生支援の施策の基本となる事項を定めること等により、
- ① 支援対象者の円滑な社会復帰を促進(地域で自立した生活ができるように) して共生のまちづくりを推進すること
- ② 再犯防止推進法が定める地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、支援対象者の再犯を防止し、市民が犯罪を受けることのないようにすること

を目的としています。

そして、この目的を達成することにより、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指しています。

第2条 定義

- 本条は、条例で使用する用語の定義を規定しています。
- このうち、条例による更生支援の「支援対象者」とは、

罪に問われた者等(犯罪をした者等、被疑者、被告人等)のうち、円滑に 社会復帰することができるようにするための支援等が必要と認められる人

のことを言います。(第2条第1号、第2号)

また、この「支援対象者」は、本市の市民で支援等が必要と認められる人となります。

(基本理念)

第3条

更生支援に関する施策は、罪に問われた者等の多くが様々な生活のしづらさを抱える等の事情があるために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、罪に問われた者等の個々に抱える事情等の特性に応じ、必要と認められる支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が、地域社会において孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会をともに構成する一員となることができるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が、地域社会をともに構成 する自立した個人として尊重されなければならず、罪に問われた者等に対す る公共サービス等は一市民に対するものとして適切に行われなければならな いこと、また、支援等に当たっては本人の意思が尊重されるべきであることの 認識の下、行われなければならない。
- 3 更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、この条例の目的と基本理念に十分な理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の密接な連携等の下、罪に問われた者等が、地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を、早期に、総合的に、また、途切れることなく受けることができるようにすべきことを旨として行われなければならない。

【再犯防止推進法】(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 (省略)

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 (省略)

7

第3条 基本理念

本条は、条例の基本理念を規定しています。更生支援の取組について、市の基本的な姿勢や考え方を明らかにするものであり、3つの柱からなっています。

〇 特性に応じた総合的な支援等(第1項)

支援対象者の個々の事情等の特性に応じ、縦割り的ではない総合的な支援等を行わなければならないという理念を示したものです。

○ 自立した個人として尊重、本人意思の尊重(第2項)

支援対象者を自立した一市民として尊重して地域で受け入れること、また、支援等は本人の意思が尊重されるべきという理念を示したものです。

〇 地域による早期・総合的・継続的支援(第3項)

地域で支えるという意識の下、地域(市、関係機関等)が連携する等して、早い段階から、総合的に、途切れることのない継続的な支援を行わなければならないという理念を示したものです。

【参考】犯罪被害者施策等との関係

法第3条第3項は、左に引用しているとおり、「再犯防止等の施策は被害者等の心情を理解することが重要であるとの認識の下に講ずる」旨を規定しています。

市の更生支援の取組も、当然のことながら、法の同規定の趣旨や、市が 別途制定している「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の趣旨を十 分に斟酌することとなります。更生支援による再犯防止は、新たな被害者 を生まないための取組でもあります。

被害者支援と更生支援は車の両輪であると考えています。

第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力 第4条~第8条

(市の責務)

第4条

市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、法 第4条第2項及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携し、罪に 問われた者等の個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援等を総 合的に行うことによる更生支援に関する施策を策定し、及び実施するものと する。

(関係機関等の役割)

第5条

関係機関等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰 を促進するため、それぞれの適切な役割分担を踏まえて、それぞれの行う措 置又は活動により、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条

市民等は、基本理念や罪に問われた者等の置かれた社会的状況等について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【再犯防止推進法】(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、 相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の 防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に 努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により 提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切 に取り扱わなければならない。

条例の解説 —

- 本章は、支援等の主体となる市・関係機関等・市民等の責務・役割と、相互の 連携の重要性を規定しています。
- 市は、市民の誰もが安全に安心して暮らすことができる共生のまちづくりの推進のために総合的に様々な取組を進めています。

更生支援の取組もこの一環であり、基礎自治体として当然行うべき仕事と考えて います。

また、地域社会にとっても、共に協働すべき地域の一員に対する取組として協力と理解が求められるところです。

○ このように、更生支援の現場は地域社会であり、また、支援の当事者となるの も、地域社会を構成する市や地域の関係機関等となります。

このため、本章で定める規定は、更生支援の取組における地域の重要性に鑑み、本条例の規定全般にわたって適用される一般的包括的な内容ではあるものの、第1章の総則とは別に独立した章として位置付けています。

第4条 市の責務

第5条 関係機関等の役割

第6条 市民等の役割



(関係機関等の間の緊密な連携協力の確保等)

第7条

市は、法第5条の規定の趣旨を踏まえ、更生支援に関する施策が円滑に実 施されるよう、関係機関等の緊密な連携協力の確保、効果検証等のため、関 係機関等が情報や意見の交換を行う機会を設けるものとする。

- 2 市は、更生支援に関する施策の実施に当たっては、関係機関等に対して、 必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 関係機関等は、更生支援に関する施策を実施する上において、前項の規 定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報その他の罪に問われた 者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

【再犯防止推進法】(連携、情報の提供等)

- 第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、 相互に連携を図らなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の 防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に 努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の 防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に 提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により 提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切 に取り扱わなければならない。

(財政上の措置)

市は、更生支援に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、財 政上その他必要な措置を講ずるものとする。

【再犯防止推進法】(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他 の措置を講じなければならない。

第7条 関係機関等の間の緊密な連携協力の確保等

○ 本条第1項は、法第5条第1項・第2項の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等と の連携協力の確保等について規定しています。

本項の規定に関しては、市では、既に平成28年度に関係機関等からなる「明 石市更生支援ネットワーク会議」を立ち上げ、互いに顔の見える関係作り等に よって連携を深める取組を行っています。これは、取組を円滑に進めるに当た り、地域での関係機関等相互の連携協力関係の確保が欠かせないからです。

※明石市更生支援ネットワーク会議の開催状況等については、39ページを参照願 います。

○ 本条第2項と第3項は、法第5条第3項・ 第4項の規定の趣旨を踏まえ、個人情報の適 切な取扱いについて規定しています。

明石市更生支援ネットワーク会議の様子(2018年6月13日)

更生支援は、支援対象者の個人情報を少なからず取り扱うこととなるため、プ ライバシー保護等に十分配慮し、適切に取り扱うことが必要となります。

支援対象者の個人情報の収集・使用・管理等に当たっては、市が別途制定して いる「明石市個人情報保護条例」の各規定の趣旨に基づいた取扱いにより、適正 な運営を確保することとなります。

第8条 財政上の措置

○ 本条は、法第9条の趣旨を踏まえ、市は、更生支援に関する施策推進のための 財政上その他必要な措置を講ずるものと規定しています。

【再犯防止推進法】第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(省略)

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

(特性に応じた支援等)

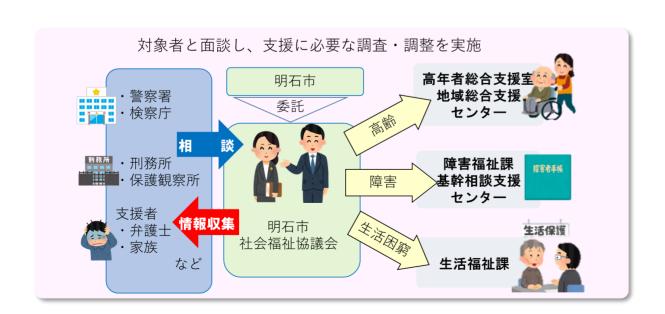
第9条

市は、罪に問われた者等に対する支援等を行うときは、支援等の内容に応じ、罪に問われた者等の個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。

【再犯防止推進法】(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び 社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、 犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、 経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。



本章では、法第2章「基本的施策」第1節(国の施策)の各規定のうち、支援対象者に対する直接的な支援等を内容とする規定について、法第2節(地方公共団体の施策)第24条の規定(国との適切な役割分担等)の趣旨を踏まえ、市の状況に応じた必要な支援等の規定を設けています。

第9条 特性に応じた支援等

○ 本条は、法第11条第1項の規定(特性に応じた指導及び支援等)の趣旨を踏まえ、本章の各条の規定による各種の支援等は、個々の支援対象者が抱える「生活のしづらさ」の事情を始めとする

個々の「特性」を「十分に」踏まえて行うべきことの原則

を規定しています。

○ 本条例の基本理念(第3条第1項)では、本章の個々の具体的な「支援等」の前提となる更生支援の「施策」は、支援対象者の個々の事情等の特性を踏まえなければならない旨が規定されています。

本条は、この基本理念の「施策」についての趣旨も踏まえ、個々具体的な「支援等」を行うに当たっても、やはり、個々の特性を十分に踏まえることが非常に 重要であることを改めて規定したものです。

○ 更生支援の取組は、それほどに、支援対象者の個々の特性を踏まえることが非常に重要であるということです。

(就労の支援等)

第10条

市は、罪に問われた者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、罪に問われた者等の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする。

【再犯防止推進法】(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。





第10条 就労の支援等

○ 本条は、犯罪をした者等の就労促進を目的とする法第12条(就労の支援)と 法第14条(就業の機会の確保等)の規定の趣旨を踏まえた規定です。

法第12条(就労の支援)は支援対象者本人自身に関する措置等についての規定であるのに対し、法第14条(就業の機会の確保等)は雇用する側の事業主等に関する措置等についての規定ですが、いずれも犯罪をした者等の就労を促進する目的のための規定ですから、条例では本条において一括して規定しています。

○ 国の調査によれば、刑務所再入者のうちの約7割が再犯時には無職であったこと、また、釈放後において不就労者の再犯率は就労者と比べて3倍強と、非常に高くなっているとのことです。

このことからも、支援対象者の社会復帰のためには仕事の確保は重要であることが分かります。

○ 本条による具体的な施策としては、市が、関係機関等と連携しながら、また、 現状の障害者や生活困窮者等に対する就労支援の取組も勘案しながら、支援対象 者に対する就労の相談・助言等の必要な支援等を行うことを考えています。

また、協力雇用主(犯罪者等の自立・社会復帰に協力することを目的として、 犯罪者等を雇用しようとする事業主。)の工事入札時等の優遇措置の導入、地域 の事業主に対する更生支援や協力雇用主制度に対する理解促進等などの施策をと おして、就業機会の確保拡大に努める施策を進めていくことも必要と考えていま す。

(非行少年等に対する支援等)

第11条

市は、少年の有する特性に鑑み、非行少年(非行のある少年をいう。以下この条において同じ。)及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、社会の一員として自立し、更生することを助けるため、学校をはじめとする関係機関等、家庭及び地域社会が連携した支援等を行い、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等の必要な施策を講ずるものとする。

【再犯防止推進法】(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行 少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生する ことを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地 域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育 を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等の支援等)

第12条

市は、罪に問われた者等のうち健全な社会生活を営むために必要となる適切な住居を確保することができないことによりその更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、罪に問われた者等が地域において生活を営むための住居を確保すること等を支援するための必要な施策を講ずるものとする。

【再犯防止推進法】(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

第11条 非行少年等に対する支援等

- 本条は、法第13条(非行少年等に対する支援)の規定の趣旨を踏まえ、非行 少年等に対する支援等について規定しています。他の支援等と併行しての修学支 援等について、関係機関等とも連携しながら、検討を進めていくことが必要であ ると考えています。
- 〇 なお、本条による支援等は「少年の有する特性」に鑑みて講ずるものとしていますが、ここで言う「特性」とは、法第13条の「少年が可塑性に富む等の特性を有する」との趣旨を踏まえたものです。
- 〇 「少年の可塑性」とは、一般的には「少年が、人格の発達途上にあり、教育等による成長発達の可能性が高い」等との意味で理解されていることが多いと思われます。

第12条 住居の確保等の支援等

- 本条は、法第15条(住居の確保等)の規定の趣旨を踏まえ、適切な生活拠点 の確保が困難であることにより、更生が妨げられるおそれがある支援対象者に対 する住居確保のための必要な施策等について規定しています。
- 本条による具体的な施策としては、関係機関等との連携・協力等の上、親族宅への適切な帰住調整等を始めとして、市営住宅の活用、民間アパート等への斡旋、更生保護施設や自立準備ホームへの入居支援、社会福祉施設への一時預かり等により、適切な生活拠点の確保拡大に努めていくことが必要と考えています。



(福祉サービス等の提供による支援等)

第13条

市は、罪に問われた者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を 営む上での困難を有するもの等について、関係機関等と適切に連携して、そ の心身の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するものとする。

2 市は、罪に問われた者等のうち傷病等の事情があって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、その心身の状況に応じた適切な保健 医療サービスが提供されるよう、医療等に関する業務を行う関係機関等との 連携に努めるなどの必要な施策を講ずるものとする。

【再犯防止推進法】(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。



例えば...

第13条 福祉サービス等の提供による支援等

- 本条は、法第17条(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)の規定の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者等に対する福祉サービスと保健医療サービスの支援等について規定しています。
- 法では、福祉サービスと保健医療サービスを一括りにして規定していますが、 条例では、本条の第1項と第2項でそれぞれ別に規定しています。

これは、第1項の福祉サービスが主に基礎自治体である市の責任の範囲内において実施できる行政サービスであるのに対し、保健医療サービスのうちの医療行為は地域の医療機関に委ねることが必要であり、すべてを市の責任範囲において自己完結的には実施できないことから、その性質の違いによりそれぞれ別に規定しているものです。

- 本条第2項の保健医療サービスのうちの医療行為を必要とする場合は、市としては、関係機関等と連携しながら、受入れ病院等の調整等に努めることが必要と考えています。
- O また、平成29年度から、法務省からの要望に応じ、神戸刑務所に収容されている高齢受刑者の健康維持(ひいては再犯の防止)を目的とした同刑務所に対する処遇支援等を実施しています。

具体的には、市内の社会福祉法人の協力も得て、高齢受刑者の介護・健康指導等についての刑務官に対する指導・研修等を実施していますが、この取組も本条による支援の一つになるものと考えています。

第4章 地域社会における共生 第14条~第17条

(地域社会における共生の配慮)

第14条

市、関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるよう、日頃から配慮するよう努めるものとする。

2 前項の配慮は、基本理念及び第2章の規定の趣旨にのっとることのほか、 市民等の協働による共生のまちづくり推進等の趣旨を踏まえて行うものとす る。



(地域における見守り等)

第15条

市は、市民等及び関係機関等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等の生活状態等の事情を考慮し、日常生活等に関する相談に応じるものとする。





本章で定める内容は、第2章の「市及び関係機関等の責務と役割、連携協力」の規定を前提とし、第3章の「基本的施策」に定める一般的な支援等に加え、地域ならではの支援等について規定しています(見守り、地域活動への参加、親族等の引受人などへの対応など)。本章の規定は、法には形式的に特に対応する規定もなく、条例による独自のものであると言えます。

第14条 地域社会における共生の配慮

- 本条は本章の総則的な規定です。
- 〇 第2章でも記載したように、更生支援の主役と現場は「地域社会」です。支援対象者に近い立場にある「地域社会」は、基本理念(第3条第3項)にもあるとおり、支援対象者が地域で自立した生活ができるまでの間、地域で支えるという意識の下、寄り添い・支援すべきとの配慮・心配りが望まれます【第1項】。
- この配慮は、基本理念(第3条)、市や関係機関等の役割と連携(第2章)及び市民等の協働による共生のまちづくり(市・市民等が適切な役割分担の下で連携し、協働することにより、社会的な課題の解決を図っていくこと等。明石市協働のまちづくり推進条例第3条等。)等の趣旨を踏まえて行うものとされています【第2項】。

第15条 地域における見守り等

○ 本条は、市民等や関係機関等の協力を得て、支援対象者の地域での生活状況を 適宜見守り、必要により相談に応じるものとするという規定です。これまでも、 必要に応じ行われてきたものです。

(地域活動への参加促進)

第16条

市は、市民等及び関係機関等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等が地域社会の公益的活動等に参加できるよう配慮するものとする。



(親族等に対する情報提供等)

第17条

市は、罪に問われた者等の身元引受人となる親族等に対し、必要に応じ、 罪に問われた者等に対する更生支援の施策の内容、手続等について情報を 提供等するよう努めるものとする。この場合において、当該親族等の生活状 況等にも十分配慮するものとする。



第16条 地域活動への参加促進

- 支援対象者が、地域で自立して生活できるようになるためには、地域社会側からの支援を受けるだけではなく、支援対象者本人が地域社会に関わろうとする姿勢を見せることが、より円滑な社会復帰をもたらすものと考えられます。
- 〇 そこで、本条は、以上のことや協働によるまちづくり推進の趣旨を踏まえ、支援対象者の地域社会への関わりを促すための必要な配慮を求めることを規定しています。

第17条 親族等に対する情報提供等

- 本条は、支援対象者の身元引受人等の立場にある親族等への対応について規定 しています。
- 支援対象者に対する更生支援の理解・協力を得るため、その親族等に対し、更生支援の手続等の情報の提供などを行うよう努めるものとされています。 例えば、実務上、保護観察所との連携により実施されている身元引受人との生

例えば、実務上、保護観祭所との連携により実施されている身元引受人との生活環境調整時における市の職員の同行支援等は、本条の趣旨の具体化の一つとなるものと考えています。

○ また、支援対象者に対する更生支援の実効性を確保するためには、身元引受人となる親族等の生活基盤等の整備が必要である場合もあることから、支援等に当たっては、その点も十分に目配りし配慮するものとされています。

(体制の整備等)

第18条

市は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、必要な体制の整備に努めるとともに、人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【再犯防止推進法】(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

明石市 更生支援担当 委託 弁護



本章の規定は、法第18条以下に規定する基盤整備等に関する規定(関係機関の体制等整備、国民の理解の増進等)の趣旨と、国との適切な役割分担の趣旨を踏まえ、市の状況に応じて必要な規定を置いたものです。

第18条 体制の整備等

- 本条は、法第18条の規定(関係機関における体制の整備等)の趣旨を踏まえ、 更生支援の施策を実施する上においての体制の整備等について規定しています。
- 〇 市では、更生支援の施策を実施するに当たり、取組を開始した平成28年度は、福祉局内の関係部署等の既存の体制下に弁護士職員等を交えての急造的体制でスタートしました。

翌29年度には、少人数ながらも福祉局内に専従の更生支援担当の係が設置され、庁内の関係部署や地域の支援機関の協力を得ながら取組が進められました。

〇 さらに、翌30年度からは、①更生支援の施策の総合的企画・管理等は従前どおり福祉局内の更生支援担当が、②市民等からの相談受付等は新設された地域総合支援センターが、また、③支援ケースのコーディネート・実施等は、市からの委託を受けた社会福祉法人等が、連携をとりながら、それぞれ担当しています。この体制は、必要な支援を「早期」に、「総合的」に、「継続」して行うという基本理念(第3条第3項)を具体化するためのものでもあります。

(調査研究)

第19条

27

市は、更生支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて、関係機関等と連携する等し、調査及び研究を行うものとする。

【再犯防止推進法】(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。



第19条 調査研究

- 〇 本条は、法第20条(情報の共有、検証、調査研究の推進等)の規定の趣旨を 踏まえ、市が行う施策の適切な推進に資するための調査等について規定していま す。
- 本条に基づく施策の推進に係る調査等として、当面は、国から委託された「地域再犯防止推進モデル事業」による調査と結果の検証・分析等があります。この事業は、国が定めた再犯防止推進計画を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組の実施を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的とするもので、平成30年度からの3か年事業です。
- 市においては、国からの委託を受け、
- ① 初年度は、市の平成28年度以降の更生支援の取組を改めて検証した上、今後の計画を策定し、
- ② その後、2年程度をかけて、上記①を踏まえた取組の有効性を確認するため、実際の支援コーディネートや広報活動等をモデル事業として実施し、
- ③ 最後の半年程度で、モデル事業を通じて明らかになった課題・成果等を整理して効果を検証し、その結果を踏まえて必要に応じ、施策の見直し等をすることとなります。

(市民等の理解の増進)

第20条

市は、更生支援に関する施策の重要性について、市民等の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を行うものとする。

- 2 市は、法第6条の規定の趣旨を踏まえ、再犯防止啓発月間には、その趣旨 にふさわしい事業を実施するものとする。
- 3 市は、更生支援に関する施策の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

【再犯防止推進法】(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(民間の団体等に対する援助)

第21条

市は、保護司会及び法第14条に規定する協力雇用主その他民間の団体 又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うも のとする。

【再犯防止推進法】(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等 に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるもの とする。

第20条 市民等の理解の増進

- 本条は、市民等の理解の増進について規定しています。第1項(市民等の理解増進)と第3項(市民等の表彰)は、法第22条の規定(国民の理解の増進及び表彰)の趣旨を踏まえ、また、第2項(再発防止啓発月間の事業等)は法第6条の規定(再犯防止啓発月間)の趣旨を踏まえたものです。
- 国においても、再犯防止を推進する上において、市民等の理解の増進を図ること は重要であるとされていますが、この点については、市の更生支援の施策推進の上 でも同じです。
- 更生支援は、市と刑事司法関係機関(警察、検察、刑務所、保護観察所等)が中心になるとは言え、これらの役所だけでできるものではありません。個々のケースにより、福祉サービス、医療、就労、住居等の各支援等について、地域の関係機関・団体、事業所、関係者等の理解と協力が欠かせないところです。
- 〇 本条第1項及び第2項の規定による市民の理解増進等のための施策・事業については、市では、平成28年度以降、市民向け啓発フェアの開催、広報紙特集号の発刊、各種チラシ等の発行、市民等向け行事・集会時における広報等を実施してきていますが、今後も、これらの事業等を引き続き実施する予定です。
- また、本条第3項の規定による表彰については、現行の市の表彰制度の中で、更生支援に関する施策の推進に寄与された民間団体や個人の方に対する表彰として、 積極的な運用にしていきたいと考えています。

第21条 民間の団体等に対する援助

本条は、法第23条の規定の趣旨を踏まえ、市が、保護司会や協力雇用主を始めとする民間の団体又は個人の更生支援に関する活動促進のため、同団体等に対して必要な支援を行う旨の規定です。



条例の検討経過等

条例検討会(明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会)での検討

開催日	回数等	会議の概要
2018.1.31	第1回検討会	・条例の制定趣旨等について・国の再犯防止施策に ついて法務省より説明
2018.3.20	第2回検討会	・条例素案(概要)について検討
2018.5.18	第3回検討会	・条例素案について検討
2018.7.23 ~8.21	パブリックコメント	• 市民意見公募の実施
2018.10.25	第4回検討会	・条例素案のとりまとめ





条例検討会の様子(2018年1月31日)

条例検討会の構成員【氏名五十音順】(敬称略)

所属機関	職名及び氏名
明石市連合まちづくり協議会	会 長 安藤 正博
神戸刑務所	所 長 小谷 佳司
明石市保護司会	会 長雲井明善
神戸学院大学法学部法律学科	教 授 佐々木 光明
社会福祉法人 三幸福祉会 清華苑	総務部長 田村 智之
弁護士	弁 護 士 辻川 圭乃
神戸保護観察所	所 長 冨田 彰乃
特定非営利活動法人 チェンジングライフ	代 表 野田 詠氏
神戸地方検察庁明石支部	支 部 長 原 潤一郎
兵庫県明石警察署	生活安全官 古谷 学
山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科	教 授 水藤 昌彦
兵庫県地域生活定着支援センター	センター長 森 喜久男

オブザーバー(敬称略)

所属機関	氏	名	
前千葉県知事・再犯防止推進計画等検討会構成員		堂本	暁 子

条例検討会構成員のコメント

地域社会への参加に向けて

明石市連合まちづくり協議会 会長 安藤 正博

私は、まちづくり協議会(自治会、各種団体による組織)を通じた地域活動に携わっております。また、大久保小学校区の代表として地域にある、神戸刑務所において視察委員を拝命し、受刑者との直接面談の機会もいただいております。

罪に問われた方が、円滑に社会復帰するためには、本人の地域に溶け込むための努力はもちろんのこと、地域社会が素直に受け入れられるような体制を作ることが大切と考えます。

そういう観点から、条例の中に、「地域社会における共生」が盛り込まれたことは大変意義のあることと考えます。なかでも、地域社会の公益的活動に参加できる配慮(参加促進)は、いち早く地域に馴染むことができるための一方策と考えます。

この条例によって、罪を償った方が、従来 持ち合わせている資質に加え更生施設での人 間関係の鍛錬などの貴重な体験を地域社会活 動(明るく住みよいまちづくり)に生かされ ていくことを願いたいものです。

神戸刑務所

条例の施行に寄せて

所長 小谷 佳司

大久保町にある神戸刑務所は、受刑者を 一般社会から隔離し、懲役刑を執行する国 の機関でありますが、同時に、受刑者の改 善更生及び社会復帰を図る施設でありま す。

それゆえ、条例案の検討に当たっては、 受刑者の在所中から釈放(社会生活の再 開)後までの連続した支援が行えるよう、 就労先の確保を主とした就労支援、保健医 療・福祉サービス等の支援、広報・啓発活 動の推進などをお願いいたしました。

もとより、神戸刑務所は明石市の更生支援ネットワーク会議のメンバーに加えていただいており、釈放後に明石市で生活を始

める(再開する)受刑者に対して、在所中 から、福祉的支援の相談に対する情報収集 とこれに基づく調整のほか、介護・認知症 予防等に係る教材の提供、介護認定のため の診察と意見書の作成に係るご助言などの ご支援を明石市からいただいているところ であります。

また、神戸刑務所におきましては、更生 支援フェアへの参加やひょうご矯正展の開 催をとおして、更生支援・再犯防止への取 組みをご紹介してまいりたいと考えており ますので、条例の施行を機に、こうした連 携がますます深まることを願っておりま 条例と保護観察活動

明石市保護司会

会長 雲井 明善

今までも、通常の生活において様るに を持つ対象者の保護観察く作業観察と作業の を取りたるを取りたるを ででは、 ののでは、 ののでいる。 ののでは、 ののでいる。 ののでは、 ののでいる。 ののでい。 ののでいる。 ののでいる。 ののでいる。 ののでいる。 ののでい。 ののでい

守秘義務の厳しさから各保護司の担当する観察状況をつぶさに共有するということ は困難ではあるが、条例内容に沿って更生 の困難な人との保護司の関わり方をお互い 研究し更生支援担当・社会福祉協議会等の 部局と連携しながら更生支援の前進を図り たいと思う。

諸方面から、一般市民特に地域における 住民の理解をいただくことの重要性が言われていると思う。元来更生保護は、地域の 中で行われるものであることから、犯罪や 非行をした人を取り巻く地域社会の実情を よく理解した上で行われなければ効果がある。 明石市でボランティア活動をする引き締 まる思いがするところである。

まち(地域)を創る原点は?

神戸学院大学法学部法律学科 教授 佐々木 光明

子育て世代から高齢者の一人世帯など、様々な人々が集うわたしたちのまち。多様な人々との共生のなかで、だれもが生きやすく優しい地域の暮らしであってほしいと望みます。一方で、いろいろな人々が暮らす地域では、不安や疑心が生まれがちでもあります。人が生き、暮らしていくとき、安心の原点はどこにあるのでしょう。

不安や疑心にあらがう方法の一つは、言葉によって、理屈に沿って自分が何におろおろしてるのかを、誰かに伝えることだ、とある新聞のコラム氏。なるほどと得心しながら、たしかに不安や疑心は、生きやす

く暮らしやすくする工夫の始まりかもし、「話す」こと、「声を交わす」こと、「声を交わすいを争いても争いでも争いでもういでもですが、できません。「世界ですが、できませんではできないではいる。ことがよったながらまないではながらまなと安全の芽になるのとながらないでしょうか。この条例は、そうしたます。ことがでしょうか。強めませんか。

条例検討会構成員のコメント

安全で安心して暮らせるまちへ

社会福祉法人 三幸福祉会 清華苑

総務部長 田村 智之

この度、条例検討会の構成員のお話をいた だいた時、福祉の仕事に携わっていながら 更生支援や再犯防止についての知識や経験 が乏しく、構成員としての役割を果たせる か不安でしたが、条例検討会を重ねるごと に自分のやるべきことがおぼろげながら見 えてきた気がしました。

はじめから大きな行動を起こすが要はなく、まずは更生支援や再犯防止につめめられるところから始生きが、耳を傾けるとこうで、日常生きは少ないので、やはいう意味のとはあると思います。そうい意はあると思います。で同条例が市民の皆様にとって、意でいかしていることを期待しています。

『意識が変われば行動が変わる 行動が変われば習慣が変わる 習慣が変われば人格が

変わる 人格が変われば運命が変わる』という言葉があります。

これは『市民の意識が変われば市民の行動が変わる 市民の行動が変われば市民の習慣が変わればまちの雰囲気が変わる まちの雰囲気が変われば暮らしやすいまちへと変わる』と読み替えることができると思います。

まずは更生支援や再犯防止に対する市民一人ひとりの意識が少しずつ変わっていくことで、結果として私たちが暮らすこの明石のまちの暮らしやすさへとつながっていくのではないでしょうか。

同条例の目的には『すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する』と記されています。罪に問われた方々への支援の先には、自分たちの暮らしやすさが待っています。

本条例に期待すること

人はなぜ罪を犯すのでしょう。その理由 は様々です。でも、その理由が障害や認知 症などによる「困りごと」で起きる「生き づらさ」にあるのだとしたら、その「困り ごと」を取り除いて、「生きづらさ」を少 しでも軽減することができれば、その人は もう罪を犯さなくてすむのではないでしょ うか。

万引きや無銭飲食などを繰り返す人の中に、このような「生きづらさ」を抱えた適にちが実は多く含まれています。もし適の大たちが実は多せ、対した見守り等があれば、そのたちは罪を犯すことなく、地域で暮らしていくことができたはずです。むしていまで支援がないことによって、何度も

弁護士 辻川 圭乃

万引きなどを繰り返すこととなっていたの ではないかと思われます。

これまで明石市では、『安全・安心のまちづくり』を推進し、「福祉的支援」、「就労支援」、「地域的支援」の「3つの支援」による更生支援の取組みが行われてきました。本条例も、その更生支援をさらに推し進めることによって、結果として犯罪のない安全・安心なまちを作っていこうというものです。

「生きづらさ」を抱える人たちにやさしいまちは、誰にとっても住みやすいまちです。本条例によって、明石市がそのようなまちになることを心から期待しております。

更生の支援に御協力を

117 11100000000

神戸保護観察所

所長 冨田 彰乃

明石市更生支援・再犯防止条例検討会に 参加して

私たちは自分の愛する家族に対して、被害者にも加害者にもさせたくないと強く願うものではないでしょうか。

更生を支援するということは、加害者が さらに犯罪行為をすることによって、新た な被害者を生まないように対策をすること であると信じて、私は民間協力者として、 更生支援の活動をして来ました。

そして、再犯防止の受益者は、明石市民 であり、兵庫県民であり、日本国民である 私たち一人ひとりであると信じて、この条 例検討会に出席してまいりました。

様々な立場の専門家、実務家が多角的に 議論した、明石市更生支援・再犯防止条例

特定非営利活動法人 チェンジングライフ 代表 野田 詠氏

検討会は、『誰のための条例であるのか』 そんな本質的な問いが決して、置き去りに されていない条例検討会だったと確信して います。

条例の運用によって、加害者(支援対象者)の更生支援が進むことにより、被害が減り、笑顔が増え、犯罪や非行からの離脱が促進されると信じております。

魅力を感じてやまない明石市の条例づくりに携わることが出来て光栄に存じます。

条例検討会構成員のコメント

条例制定にあたって

神戸地方検察庁明石支部

支部長 原 潤一郎

検察庁では、犯罪を捜査し、罪を犯した 人を処罰するための刑事裁判にかけるかど うかを決め、刑事裁判では証拠を提出して 意見を述べ、適正な判決を得るといった仕 事をしています。

こうした刑事裁判手続において、罪を犯 した人が立ち直り(更生)、再び罪を犯さ ないようにすること(再犯防止)は重要な 課題の一つです。更生と再犯防止が実現で きれば、罪を犯した人が社会に復帰して貢 献でき、新たな被害者を生むこともなくな り、よりよい社会の実現につながります。

罰だけではなく、福祉や医療、就職先や住 む場所の確保といった更生支援策をとるこ

「共に生きる」ために

とが有効です。

検察庁では、これまで、市や保護観察所 などの関係機関と連携し、このような更生 支援や再犯防止に取り組んでいますが、実 効性を高めるには、社会の様々な組織や 人々の知恵と力をお借りする必要がありま す。そうした観点からも、今回成立した 「明石市更生支援及び再犯防止等に関する 条例」は、大変有意義な条例であると考え ております。

明石市民の皆様におかれましても、この 条例の趣旨をご理解いただき、更生支援と 更生と再犯防止を実現するためには、処 再犯防止にご協力いただきますようお願い 申し上げます。

山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科

教授 水藤 昌彦

非行や犯罪をした人からそれまでの生活 についての話を聞くと、虐待やいじめと いった人間関係の問題、極度の貧困や度 重なる失業といった社会における問題を 経験していることがよくあります。その うえ、気軽に相談したり頼ったりできる 人が周りにいなかった、日々の生活のな かで繋がりを感じられるような場所がな かったということが珍しくありません。 つまり、社会的に孤立した状態で、いろ いろな問題に直面している人たちが多く いるのです。このことは、条例の第3条で も指摘されています。

「明石市更生支援及び再犯防止等に関 する条例」は、このような困難を経験し

ている、罪に問われた人への支援につい て定めています。具体的には、就労(10 条)・少年に対する教育(11条)・住居 (12条)・福祉サービス等(13条)を通 じたサポートです。それによって社会的 に孤立した状態を改善し、支援を受けた 人が地域社会の一員として生きていける ようになることが目指されています。そ の意味で、明石市がこれまで進めてこら れた「共生のやさしいまちづくり」とこ の条例とのあいだには深いつながりがあ り、人びとが共に生きることをさらに前 進させようとするものであると言えま

条例の円滑な運用を期待したい

センター長 森 喜久男

兵庫県地域生活定着支援センター

今回の更生支援・再犯防止等に関する条 例検討会の委員として参加させていただ き、学識経験者、司法、福祉関係者などい ろいろな分野の方々の意見をお聞きするこ とができ、大変勉強させていただきました お礼を申し上げます。この条例案の取りま とめに当たっては、泉市長さんはじめス タッフの方々の御苦労も大変だったと推察 されます。

私自身の印象としては、やはり司法関係 者と福祉に携わってきた人との触法者に対 する思いが違うという印象を強く持ちまし

私自身、現在、矯正施設を出所後帰住先 もなく何らかの福祉的支援が必要な高齢

者・障害者の支援に関わっています。その 中で、我々の対象者は、これまでの生育歴 において周りに相談者、支援者もなくいわ ゆる「生きづらさ」を抱えてきた方が大変 多いということを知りました。これまでの 対象者は、地域の中でいろいろな関係者に 支えられながら安定した生活を送っている 人が多いので、今までの経験で「再犯防 止」という表現には抵抗感があります。し かし、今回、泉市長さん、スタッフの方々 が、各委員の皆様の意見を取りまとめ、全 国で一番早く、この条例が制定されたこと で、この条例が、明石市民皆様の理解のも と、安心・安全な社会の実現に寄与される ことを期待しております。



明石市更生支援ネットワーク会議の開催状況等

明石市更生支援ネットワーク会議開催状況

開催日	開催回数	会議の概要
2016.7.1	第1回	会議の趣旨説明/各団体の紹介/法務省、保護観察所の取組説明/各団体の活動紹介/意見交換など
2017.4.14	第2回	担当部署設置の報告/平成28年度の取組結果報告/平成29年度の取組(案)紹介/再犯防止推進法、地域連携モデル事業概要説明/意見交換など
2017.10.16	第3回	市の取組報告(フェア実績・支援件数・個別ケース紹介)/会議委員(刑務所・保護観察所・検察庁)の取組報告/今後の予定/意見交換など
2018.6.13	平成30年度第1回	会議委員(少年鑑別所・ダルク・ハローワーク)の取組報告/市の取組(新たな取組等)報告/条例検討状況の報告/国委託事業の報告/意見交換など

会議の構成メンバー(平成31年3月時点)

司法関係者

- 1 神戸地方裁判所明石支部(オブザーバー)
- 2 神戸地方検察庁明石支部
- 3 兵庫県明石警察署
- 4 兵庫県弁護士会触法障害者支援プロジェクトチーム
- 5 日本司法支援センター兵庫県地方事務所(法テラス兵庫)

矯正及び更生保護に関する施設の代表者

- 6 神戸刑務所
- 7 加古川刑務所
- 8 播磨社会復帰促進センター
- 9 神戸少年鑑別所
- 10 神戸保護観察所
- 11 更生保護法人神戸学而園

社会福祉関係者

- 12 兵庫県社会福祉士会
- 13 兵庫県精神保健福祉士協会
- 14 兵庫県臨床心理士会
- 15 明石市社会福祉協議会
- 16 明石市障害者就労・生活支援センターあくと

障害者関係団体

- 17 明石地区手をつなぐ育成会
- 18 特定非営利活動法人 明石ともしび会

地域活動団体の代表者

- 19 明石市保護司会
- 20 明石地区更生保護女性会
- 21 明石市民生児童委員協議会
- 22 明石市連合まちづくり協議会
- 23 明石市連合PTA

行政関係者

- 24 明石市基幹相談支援センター
- 25 明石市地域総合支援センター
- 26 兵庫県地域生活定着支援センター
- 27 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課
- 28 明石公共職業安定所
- 29 明石市役所

その他市長が特に必要と認める者

- 30 一般社団法人 明石市医師会
- 31 地方独立行政法人 明石市立市民病院
- 32 明石商工会議所
- 33 明石市商店街連合会
- 34 特定非営利活動法人 チェンジングライフ
- 35 特定非営利活動法人 神戸の冬を支える会
- 36 チーム風
- 37 一般社団法人 神戸ダルクヴィレッジ

【問い合わせ窓口】

明石市福祉局 更生支援担当

電話 078-918-5286

メール kouseishien@city.akashi.lg.jp

明石市 更生支援

検索